# 平成20年分確定申告のご案内

**確定申告書はご自分で書いて提出はお早めに！**

## 確定申告はe-Taxをご利用ください

◎　**国税庁ホームページから電子申告**
　国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、直接電子申告（e-Tax）ができます。

◎　**最高5,000円の税額控除**
　本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告すると、最高5,000円の所得税の税額控除が受けられます（平成19年分で控除を受けた方は受けられません）。

◎　**添付書類の提出又は提示の省略**
　所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示を省略できます（確定申告期限から３年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

◎　**還付金がスピーディー**
　e-Taxで申告された申告書は早期処理しています（３週間程度に短縮）。

**詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。**

**http://www.e-tax.nta.go.jp**

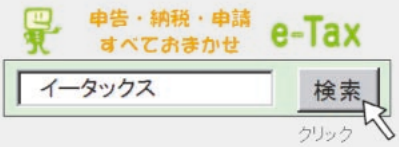


## 平成20年分の申告書の受付期間及び納税の期限

| 申　告　書 | 受 付 期 間 | 納税の期限 |
|---|---|---|
| 所得税の確定申告 | ２月16日（月）～３月16日（月） | ３月16日（月） |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告 | １月５日（月）～３月31日（火） | ３月31日（火） |
| 贈与税の申告 | ２月２日（月）～３月16日（月） | ３月16日（月） |

## 税務署閉庁日について

今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、
**２月22日・３月１日の日曜日**に限り、確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付を行います。
（注）当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。
　　また、上記以外の土･日･祝日は執務を行っておりませんので、ご注意ください。

**所得税・消費税の納税は電子納税又は口座振替で。還付金の振込先の記入は確実に！**

◎　電子納税は、パソコンや携帯電話、ATM 等から納税することができますので大変便利です。

◎　口座振替は、水道・電気・ガス等の公共料金と同様、ご指定の金融機関から自動引落しによって納税することができますので大変便利です。
　なお、本年分から口座振替を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

＊ 平成20年分確定申告の振替日は、次のとおりです。
所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年4月22日（水）
個人事業者の消費税及び地方消費税・・・・・・・平成21年4月27日（月）

◎ 還付金の銀行振込を希望される方は、振込先の「本支店名」、「預金の種類」及び「口座番号」を確実に記入してください。また、郵便貯金への振込を希望される方は、通常貯金の「記号」、「番号」を記入してください。

＊　預貯金口座は、確定申告書の住所・氏名と同じものに限りますので、通帳をご確認の上、記入してください。
＊　金融機関の統廃合により「支店名」、「口座番号」等が変更されている場合がありますのでご注意ください。

# 平成20年分法定調書の提出に当たってのお願い

## 法定調書の提出はe-Taxをご利用ください。

◎ 法定調書の提出は、窓口・郵送での提出のほか、e-Taxによっても提出できます。是非ご利用ください。

**詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。**

**http://www.e-tax.nta.go.jp**

## 提出期限について

◎ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は、**平成21年2月2日(月)**です。
文書による提出の場合、税務署からお送りしたOCR用の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」と併せて、早めの提出をお願いします。

## 各種法定調書の記載について

◎ 「支払を受ける者」の住所は、市・郡からの記載を、「氏名又は名称」は、屋号・略称等は使わずに正式名称でお願いします。
「支払者」の下の「署番号」「整理番号」の欄も忘れずに記入してください。**川崎南税務署の署番号は01217**です。所得税徴収高計算書の署番号とは違いますので、ご注意ください。
整理番号は、お送りした法定調書合計表の右上に印字されている8桁の数字になります。

## 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について

◎ 「電話」、「業種目」及び「この調書について応答できる方の所属及び氏名」についても記載をしてください。
なお、税務署から法定調書合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、お手数ですが法定調書合計表の「摘要」欄に「該当なし」と記載の上、ご提出をお願いします。

# 納税証明書を請求されるかたへ

◎ 納税証明書を請求される場合、ご本人(法人の場合は代表者)又は代理人が次のものを持参の上、請求してください。

1. ご本人又は代理人であることを確認できるもの(運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)
2. 代理人による請求の場合、**委任状**
3. 印鑑(法人の場合は実印。代理人の請求の場合は代理人の印鑑)
4. 手数料(収入印紙又は現金)
5. 最近申告・納税した場合には、その申告書(控)・領収証書

また、e-Taxを利用して、郵送又は税務署窓口で書面の納税証明書を受け取ることができます。
更にe-Taxでは、電子納税証明書の取得も可能です。
電子納税証明書は、納税証明書の情報を電子ファイルで提供するものですので、ご利用に当たっては提出先に確認する必要があります。

**詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。**

**http://www.e-tax.nta.go.jp**

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

個人の確定申告や法定調書等のお問い合わせは、川崎南税務署(TEL044-222-7531)まで。

# 租税教育への取り組みの紹介

（社）川崎南法人会は、昨年5月から川崎市租税教育推進協議会（租推協）に賛助会員として加入しています。そこで今回は、租税教育の目的は？租推協とは何か？その取り組み状況を紹介します。
今後、法人会としても社会貢献事業の一環として、租税教育に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

【租税教育の目的】

租税教育は、我が国の次代を担う児童・生徒に対し、国及び地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を認識させ、適正な申告と納税が国民の義務として重要であることを理解してもらうことを目的としています。

【租税教育推進協議会】

教育関係者、国、地方公共団体及び関係民間団体等で組織された租税教育推進協議会を設立し、租税教育推進のためにさまざまな活動を行っています。租税教育推進協議会の設立数は、神奈川県内で現在、県単位が1、市町村単位が25あります。
主な活動には、①副教材の配付　②租税教室の開催　③税に関する作品の募集支援などがあります。

【活動の紹介】

○租税教室

日頃の租税教室では、パワーポイントやビデオを活用して、児童や生徒の皆さんとやりとりしながら全員参加型の授業を行っています。

小学校の租税教室で使用しているビデオ

○租税教育研修会

昨年11月10日（月）、川崎南税務署会議室において、（社）川崎南法人会及び（社）川崎南青色申告会の役員の皆さんを対象に、租税教育研修会を開催しました。当日は、署側より租税教育の取り組み状況の説明や租税教室のデモンストレーションを行った後、租税教育をテーマに意見交換を行いました。